



※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、掲載した情報は変更または中止になることがあります。

お知らせ

甘楽町都市計画マスタープラン  
改定案に対するパブリック  
コメントを実施します

皆さんのご意見をお寄せください。

閲覧・意見の募集期間

12月1日(木)～14日(水)

閲覧方法・閲覧場所



町建設課または町ホームページ  
で閲覧できます。※町建設課での  
閲覧時間は午前8時30分～午後5  
時15分。ただし、水曜日は午後7  
時15分まで。(土・日曜日除く)

意見の提出ができる人

▼町内に住所を有する人 ▼町内に  
事業所などを有する個人、法人、  
団体 ▼町内の事業所などに勤務  
する人 ▼当該計画に対して利害  
関係を有する人

意見の提出方法

12月14日(水)【必着】までに、住  
所・氏名・電話番号・都市計画案  
との利害関係・意見を記入し、郵  
送・ファクス・電子メールまたは  
直接持参してください。

提出された意見の取り扱い

個人情報や個人を特定できるよ  
うな情報を除き、意見の概要や町

の考え方を町ホームページで公表  
します。(個別の回答は行いません)  
提出上の注意 ▼口頭・電話によ  
る意見の提出はできません。

提出された原稿は返却しません。  
提出・問い合わせ

建設課都市計画係 ☎(64)83322

E-mail: [tosikei@town.kanra.lg.jp](mailto:tosikei@town.kanra.lg.jp)

閲覧、意見書様式の  
ダウンロードはこちら



第74回人権週間  
12月4日(日)～10日(土)

◎特設人権相談所を開設

いじめや児童虐待、インターネット  
による人権侵害、新型コロナウイルス  
感染症に関連した偏見・差  
別、家庭内や近所のもめごとなど、  
人権問題や困りごとで悩んでいる  
人は気軽に相談ください。料金  
は無料で、秘密は固く守ります。

日時 12月27日(火)午後1時～3時  
場所 甘楽町公民館

◎通常相談窓口

①みんなの人権110番

☎0570・003・110

受付時間

午前8時30分～午後5時15分



(土・日曜日、祝日、年末年始を  
除く)

②法務省インターネット

人権相談受付窓口



問い合わせ

前橋地方方法務局 人権擁護課

☎027・221・4466

「甘楽町読み聞かせの会」  
クリスマスおたのしみ会

期日 12月17日(土)

時間 午後2時～(90分程度)

場所 ら・ら・かんら2階

内容

▼パネルシアター「かさじぞう」  
▼ノントンのサンタクロース」  
▼ペープサート「わらしべ長者」  
▼おたのしみ工作「ブックマー  
カーを作ろう!」



問い合わせ

甘楽町図書館／ら・ら・かんら  
☎(70)4660

就学援助(入学準備金)  
入学前支給のお知らせ

令和5年4月に町内の小・中学  
校に入学予定のお子さんがいる家  
庭で、経済的な理由などによる就  
学援助の要件に該当する保護者に、  
入学準備金(ランドセル、かばん、

制服など入学に必要なものを購入  
する費用)を入学前(3月)に支給  
します。

申請をご希望の人は、左記まで  
お問い合わせください。

申請期限 令和5年1月20日(金)

問い合わせ

教育課学校教育係

☎(64)8333



水道の凍結防止対策  
水道にも冬じたくを

▼水道管は保温力の優れた発泡ス  
チロールなど、屋外の水道の蛇口  
は布などで防寒しましょう。メー  
タ器は、小さい発泡スチロールや  
布をビニール袋などに入れ、検針  
の支障にならないようメータ器を  
囲み、防寒してください。

▼凍結して水が出ないときは、  
凍った部分にタオルや布をかぶせ、  
蛇口のほうからぬるま湯をゆっく  
りかけてください。

▼破裂したり、ひび割れた場合は、  
まず止水栓を閉めて、甘楽町指定  
水道工事店に修理を依頼してくだ  
さい。メータ器が破裂した場合の  
修理代は自己負担になります。

問い合わせ

水道課業務係 ☎(64)8316